



**発行 あおぞら税理士法人** 編集 田邊 徹  
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711  
 HP URL <https://tax-aozora.com>

9月1日は防災の日です。今年も大雨による災害が各地で発生していますので、自社の防災対策が十分かどうか、見直してみたいでしょうか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



## 進む！ 年末調整手続の電子化

国税庁が年末調整手続の電子化ツールを令和2年分の年末調整から無償で提供するなど、デジタル社会の実現に向けた動きがここでもみられます。令和3年分の年末調整を前に、この年末調整手続の電子化について確認します。

### 年末調整手続

#### (1) 年末調整とは

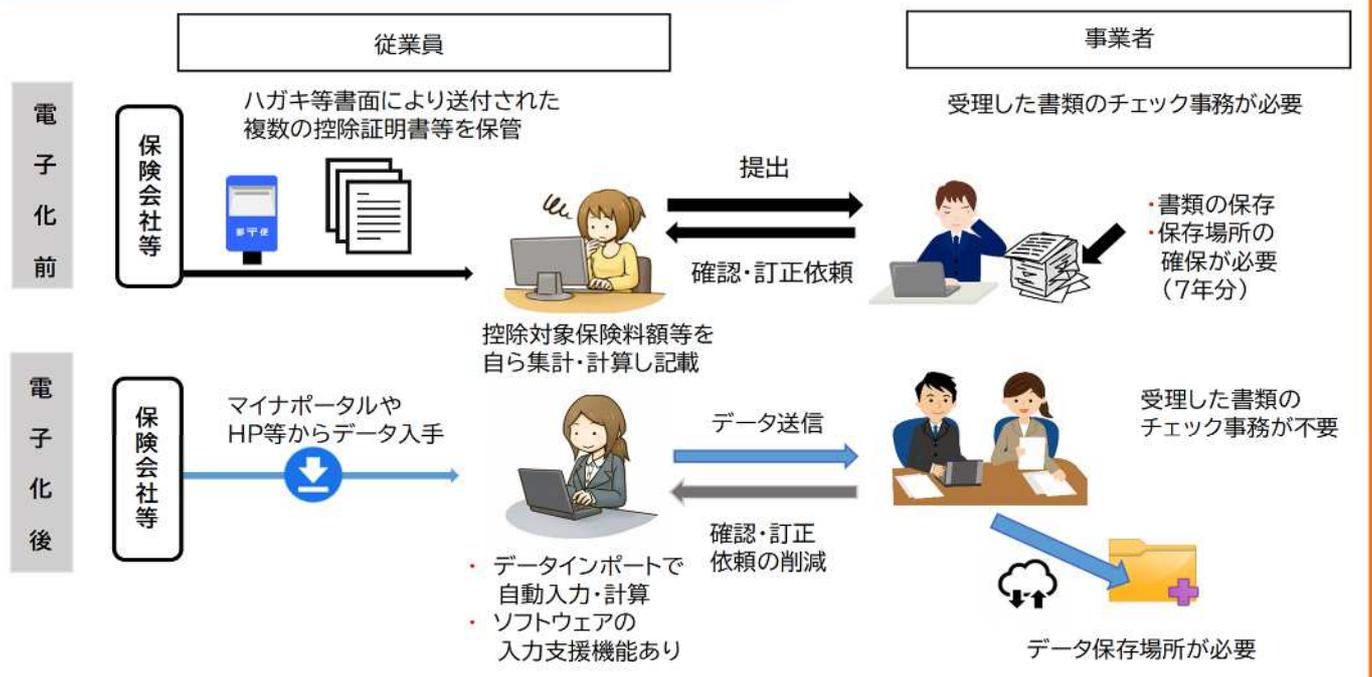
年末調整とは、原則、1年間の給与と支払に係る源泉所得税を、その年の最後の給与支払時に精算する手続をいいます。

#### (2) 年末調整の手順

年末調整は、主に次の手順で行います。

手順	処理者	
	事業者	従業員等
① 年末調整書類の準備・配布	○	—
② 年末調整書類の作成・提出	—	○
③ 年末調整書類の受理・確認	○	—
④ 年税額の計算	○	—
⑤ 精算（徴収・還付等）	○	—

### 電子化前後の年末調整手続の流れ 概要図(イメージ)



参考: 国税庁HP「年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関するFAQ(令和3年6月改訂版)」[https://www.nta.go.jp/users/gensen/nermatsu/pdf/nencho\\_faqqdf](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nermatsu/pdf/nencho_faqqdf)  
 裏面に続く

### お仕事カレンダー

9月10日(金)	● 源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(8月分)
9月30日(木)	● 7月決算法人の申告・納税、1月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ● 1月・4月・10月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) ● 健康保険・厚生年金保険料の支払(8月分)



# 年末調整手続の電子化

## (1) 年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化とは、これらの手順をデータ処理することをいいます。電子化する前と後での手続の流れの概要図は、表面にある通りです。

また、電子化を行うことによる主な変更点は、次の通りです。

手順	処理者	
	事業者	従業員等
① 年末調整書類の準備・配布	書面の用意や配布が不要	—
② 年末調整書類の作成・提出	—	控除データをインポートすることで控除額を自動計算
③ 年末調整書類の受理・確認	内容の確認が不要	—
④ 年税額の計算	データをインポートすることで自動計算	—

## (2) 電子化を行うことでのメリット

年末調整手続の電子化を行うことによる、主なメリットは次のとおりです。

### 【事業者側】

- データで取得することで控除額の正否の確認（検算）が不要になる
- 控除証明書等をデータで取得することで、添付書類の確認が不要になる
- 記載もれや記載誤り等の確認が不要となる
- データのまま保存することで書面の保管場所の確保等が不要となる

### 【従業員等側】

- 手書きによる手間が削減できる

- 控除証明書等をデータで取得することで、転記誤りや控除額の計算誤りを防ぐことができる
- 控除証明書等を紛失した時の再発行手続の手間が不要となる
- 控除対象か否かの判定をする必要がない（情報を入力するだけで自動判定してもらえる）
- データでの提出のため出社や郵送等の必要がない

## (3) 電子化を行うことでのデメリット

年末調整手続の電子化を行うことによる、主なデメリットは次の通りです。

### 【事業者側】

- どの部分を電子化するか事前検討が必要となる
- 電子化に必要なソフトウェア等の準備が必要となる
- 従業員等への周知が必要となる
- 必要に応じて従業員へマイナンバーカードの取得依頼をする必要が生ずる
- 団体扱い保険がある場合には、事業者側でデータを取得してインポートする必要がある
- データを保管しておく場所が必要となる

### 【従業員等側】

- 必要に応じてマイナンバーカードの取得が必要となる
- 控除証明書等をデータで取得するためには、事前に保険会社への手続等が必要となる
- 国税庁の無償ソフトを利用する場合は、自分でダウンロード等の準備が必要となる
- データ等を取得するための専用サイト等へ、自らがアクセスする必要がある（書面であれば、勝手に郵送されてくるため自ら動く必要がない）

年末調整手続の電子化については、すべてを電子化する必要がない他、すべての従業員等が対応する必要もありません。“いいとこどり”ができる点もメリットの1つといえるかもしれません。

参考：国税庁 HP「年末調整手続の電子化に向けた取組について」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm> ほか

## お 仕 事 備 忘 録



- 1. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）**・・・7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。
- 2. 地域別最低賃金の改定額の公示**・・・10月1日以降に発効される2021年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県ごとに改定額と発効年月日が異なるため、確認の上、自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べるようにしましょう。
- 3. 障害者雇用支援月間**・・・9月は障害者雇用支援月間です。現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.3%となっていますが、法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。
- 4. 防災や安全対策の見直し**・・・【防災対策】9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。